

第1184回 高知市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開催日 平成29年4月26日(水)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第11号 平成30年度使用高知地区小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について

日程第3 市教委第12号 高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第13号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第14号 高知市春野郷土資料館運営審議会委員の任命について

日程第6 市教委第15号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について

日程第7 市教委第16号 高知市教育支援委員会委員の委嘱等について

日程第8 市教委第17号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

日程第9 市教委第18号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について

日程第10 市教委第19号 高知市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について

日程第11 市教委第20号 高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	人権・こども支援課生徒指導対策監	西 澤 勇 司
	少年補導センター所長	金 井 伸 也
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	民権・文化財課長	山 岡 奈穂子
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	横 田 由紀子
	教育政策課主任	北 岡 美 樹

1 平成29年4月26日（水） 午後4時00分～午後5時00分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時00分

横田教育長

ただいまから、第1184回高知市教育委員会4月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は森田委員さん、お願いいたします。

森田委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第11号「平成30年度使用高知地区小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、平成30年度使用高知地区小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書の採択協議会への諮問につきまして、ご説明を申し上げます。

本年度につきましては、平成30年度から全面実施となります。小学校の道徳科ということになりますので、その1教科についての教育委員会におきましての採択をしていただくこととなります。資料1 ページ目をご覧ください。まず、「平成30年度使用高知地区小学校教科用図書採択の仕組み」ということでご説明申し上げます。

1 ページにございますように、まず採択の仕組みについてございますが、本市は、いわゆる単独で高知採択地区となっております。採択の仕組みにつきましては、高知市教育委員会からまず①の採択協議会に調査研究の諮問をいたします。次に、採択協議会から②の調査研究委員会に対しまして、各教科書の専門的な調査を委任することになります。そこには設置をすることで委任することになります。その結果につきましては逆に矢印が上に向くんですが、③の調査研究委員会から、また元の採択協議会に対しまして報告を受けます。さらに、採択協議会から④の教育委員会に答申という形で、ここでは3種選定の答申になります。最終的には、この教育委員会におきまして、全ての教科書の中から1種、1社を採択する流れとなっております。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。ここに、「平成30年度使用高知地区小学校教科用図書の調査研究方針（案）」を出しております。そこに4点の方針を挙げております。この4点の方針を基に専門調査を行うこととなります。この調査研究方針につきましては、本年度は道徳のみになりますが、これから先の他教科も含めた方針でありまして、その方針を基に採択協議の委員でありますとか、また道徳科の具体的な方針を定めて研究を進めていくこととなります。こうしたことから、この調査研究方針を立てておりますが、まずこの方針でよろしいか、ご検討もお願いしたいところでございます。

続きまして、資料の3 ページになります。平成30年度使用教科用図書の採択に係る調査研究についての諮問ということで、ここに案を出させていただいております。先ほども申し上げましたよう

に、教育委員会から採択協議会への調査研究を行い、その3種を選定するよう諮問してよろしいか、お伺い申し上げます。以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

3種選定ということで、今、検定を通った道徳科の教科書が大体何種ぐらいあるかというのはい分かりますでしょうか。

学校教育課長

8種、8社ございます。最終的には全てを見ていただくという形にはなりますが、その過程の中で3種という候補もありながら、全てを取り入れた中で教育委員会で1社の決定、1種の決定ということになります。

西森委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

森田委員

これは道徳ということですが、道徳の仕組みではなく、全ての小学校の教科書がこの方法で、道徳だからといって区別するわけではないということですね。

それから、この仕組みの図で、高知地区教科用図書採択協議会が15人以内、高知地区小学校教科用図書調査研究委員会が80人以内とあるんですけど、教科書を使われる現職の先生、あるいは実際先生をなさった方という割合が高いのでしょうか。要は、採択には実際教えた方がいたほうが良いかなと思うんですけど、その割合は高いのでしょうか。

学校教育課長

はい。ほとんど全てに近いところとなります。採択協議会は、このあと委員の案を出させていただくんですけど、多岐にわたって有識者や一般の保護者の代表の方になりますので。高知地区小学校教科用図書調査研究委員会の調査研究は、学校で実際に子どもと教科について指導された方が中心となります。

野並委員

道徳の時間は週にどれくらいになりますか。

学校教育課長

週1時間です。年間でいうと、35時間です。

横田教育長

ほかには、よろしいでしょうか。

今回は道徳、教科1つで、この仕組み自体は従来の仕組みと同様ということですね。

学校教育課長

はい。

横田教育長

それでは、ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第11号「平成30年度使用高知地区小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第12号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高岡教育次長

ご説明の前に、一部資料の修正をお願いをしたいと思います。4ページをお開きいただきますでしょうか。氏名の9番の山中浩介氏の所属団体・役職名でございますが、資料では「高知市人権教育研究会」と記載をしておりますが、正式には「高知市人権教育研究協議会」が正解でございます。資料の修正についてお願いをするものでございます。よろしくお願いたします。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

それでは、中身の説明をお願いします。

学校教育課長

高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱につきまして、4ページをご覧ください。ここに委員の一覧を載せてございます。この委員につきましては、先ほどの資料の4ページをご覧ください。高知地区教科用図書採択協議会条例を見ていただきますでしょうか。この3条に基づきまして、こちらの委員に委嘱をしてよろしいかをお伺いするものです。なお、女性の比率は10人中3名で、割合で言いますと30%となっております。以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いたします。

西森委員

任期はこの方たちは5月11日ということで、他の方はいわゆる1番、5番、10番の方は再任というイメージなんですか。何か、委員は連続性があるって何かの事情で入れ替えてという感じで、再任・新任が混じるみたいなイメージがあったんですけど、今回の場合はどういった流れになりますか。

横田教育長

備考欄の新任の表記・意味を説明してください。

学校教育課長

前回には委員になってなかったということで、今回新しく委員に、ということでの新任となります。

横田教育長

前回の採択協議会で委員をなさった方は引き続きということで、前回なさっていない方に対して「新任」という表示をしているということですか。

学校教育課長

そうです。

横田教育長

前はいつですか。

学校教育課長

平成27年度です。

横田教育長

平成27年度に前回の採択協議会があって、そのときから引き続き委員をお願いしている方が1番と5番と10番の委員の方、それ以外の方は、今回初めてか前は委員になっていないということでよろしいですか。

学校教育課長

はい。

西森委員

そうすると、教科用図書採択協議会委員は、前回の27年度の方は一旦そこで任期を終了されて、この5月11日まではどなたも委員と名の付く方はいらっしゃらなくて、そして今回、新たに10人任命するんだけど、ちなみにこの1番、5番、10番以外の方は前回いなかったということですね。

学校教育課長

そうです。

西森委員

よく分かりました。

谷委員

私も、この備考の新任という意味がよく分からなくて、任期が決まっているので新任にならないのではないかなという感じがするんですけど。

横田教育長

これは、従来、採択協議会の委員さんについての備考欄の表記は、先ほど申し上げたとおり、ずっとそのようにやってきているらしいです。

谷委員

そうですか。全然気が付きませんでした。

横田教育長

ご指摘の疑問もごもっともだと思いますけれども、この表については、従来どおりの考え方に基いて作成をしたようです。

それではほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第12号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第12号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第13号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について、ご説明させていただきます。

高知市では、いじめ防止対策推進法第14条及び高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づきまして、平成27年11月6日に高知市いじめ問題対策連絡協議会を設置いたしました。設置に当たりましては、条例に定める関係団体等から12名の委員を委嘱等させていただいております。

この度、高知県警察本部少年女性安全対策課長の笹岡委員さんが人事異動により、高知市小中義務教育特別支援学校長会対策部長の上村委員さんが組織の体制により、本年4月に退任されました。そのため、教育委員会といたしましては、改めて高知県警察本部、高知市小中義務教育特別支援学校長会から委員の推薦をいただき、高知県警察本部少年女性対策課長の鈴木幸盛さんを、高知市小中義務教育特別支援学校長会対策部長の松下整さんを、新しい委員として推薦させていただきました。

委員の退職と新たな委員等については、6ページ、7ページにお示ししておりますのでご覧ください。新しい委員の委嘱等の任期につきましては、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条に基づき、前任者の残任期間となっております。なお、委員の推薦に際しまして、女性委員の増員につきまして、関係機関・団体に強く打診をしておりましたけれども、今回増員はございません。

以上で、説明を終わります。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第13号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第13号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第14号「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の任命について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

民権・文化財課長

資料8ページ、市教委第14号「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の任命について」ご説明いたします。春野郷土資料館運営審議会は、資料館の運営等に関し必要な事項を協議することを目的に条例により設置されています。今回、任期中の委員から辞退の申出があり委員の交代をするものです。委員任期は、昨年の平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間となっており、新たに任命する委員は前任者の残任期間となります。9ページのとおり解任するのは中越健司さん、任命するのは地引大三さんで、高知市立春野中学校教頭です。

10ページをご覧ください。この審議会の委員は5人で、女性委員の比率は今回の任命で変更はなく40%となっております。以上で、説明を終わります。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

ちょっと先に言うべきだったかもしれないんですけど、所属団体・役職名等のところですか。この議案では、この書き方がすごく正確で良いんじゃないかなと思っており、ちょっと戻らなきゃいけないって申し訳ないですが、6ページだと異動前の役職は書かれてる状態で止まっているんですよ。良いのかなと思って、先に9ページを目を通してれば比較で先ほど申し上げられたかもしれないのですが、このあたりの書きぶりは、包括的な質問ですが、いかがでしょうか。私はこの9ページ自体に異議はありません。

横田教育長

議案として提出する委員名簿につきましては、できるだけ統一した形で取組をしておりますが、以前に比べると割合整理ができてきておりますけれども、ご指摘のように6ページと9ページについては若干統一がとられてない部分がございますので、以後9ページのような形でお示しさせていただくように改めていきたいと思っております。確かにご指摘のとおりだと思います。

事務局、それでよろしいですね。ほかに特に、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

委員一同

—————【はい】—————

それでは、ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第14号「高知市春野郷土資料館運営審議会委員の任命について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第14号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第15号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。
事務局から説明をお願いいたします。

教育研究所長

11ページの市教委第15号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」説明させていただきます。高知市では、高知市教育研究所条例第5条に基づき、高知市教育研究所運営委員会を設置しております。設置に当たりまして条例に定める方々から12名の委員を委嘱等をさせていただいております。この度、委員の任期満了に伴い教育委員会としましては資料12ページにお示ししている12名の方に委員を推薦していただきました。新しい委員の委嘱期間は、高知市教育研究所条例第5条第3項に基づき、1年となっております。なお、委員の推薦に際して任期が1年と短いこともあり、一定のスパンの中で教育研究所の取組や課題等についてご示唆をいただきたいと考え、今回は全員昨年に引き続きとなっております。一番長く務めてくださっている委員は、今城委員と川村委員で5年目となっております。女性委員につきましては6名となっております。以上で説明を終わります。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

谷委員

去年からということですが、半分が女性の委員で理想的な形でなってると思いますので、また、いろんな分野によって違うと思いますけど、ご努力をいただくよう、是非よろしくお願いいたします。

横田教育長

では、ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第15号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第15号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第16号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

市教委第16号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」説明をさせていただきます。高知市では、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対し、本市において適切な教育支援を行うため、高知市教育支援委員会条例に基づき、高知市教育支援委員会を設置しております。設置に当たりまして、条例に定める学識経験者、医師、特別支援教育関係の教職員の方々から15名の委員を委嘱等させていただきます。この度、委員の任期満了に伴い、教育委員会としましては14ページにあります、お示ししている方々に委員を推薦していただきました。新しい委員の委嘱期間は、高知市教育支援委員会条例第4条に基づき、2年となっております。なお、委員の推薦に際して特別支援教育関係の教職員の異動、退職に伴い新しく委員を務めてくださる方は8名です。女性委員につきましては、前回同様8名となっております。以上で、説明を終わります。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

谷委員

城北中の松下校長先生，この手前の議題のいじめの委員をされてますよね。対策部長なのでいろいろ役職があるとは思いますが，このあたりはどうなのでしょう。

教育研究所長

校長会から推薦をいただいた方が松下委員ということで，昨年度に引き続きで昨年度は何部長だったか，ちょっと存じてないんですけども，今年度は対策部長ということで松下委員にお願いしております。

横田教育長

特に複数の委員にお願いをして公務に差し支えがあるようなことはないということによろしいですね。

西森委員

ここにいらっしゃる方々は皆様本当に立派な方ばかりであると思いますが，医療関係者が4番の吉川先生で，ほかには特に医療の関係とか，また心理の関係とか，そういった方がどなたかいらっしゃるということも考えられるのかなと思ったり，それはここではあまり関係ないことだと思ったり分からないんですけど，そのあたりはどんなものなのでしょう。

教育研究所長

14番の山下委員が保健師の先生です。

西森委員

吉川先生は小児科のエキスパートの先生ですよね。心理とかそういった関係は特別支援の中だと文面的には多分あります。臨床心理士の方は，さっきのいじめの問題のときにはいらっしゃいましたよね。

横田教育長

12ページの運営委員会の委員には臨床心理士の濱川先生が入っていただけてますし，この教育支援委員会の役割として，その医療の関係の方が15人中1，2人ということで少ないのではないかとご指摘ですけれども，会の運営に当たってどんな状況ですか。

教育研究所長

特に問題はないと思っておりますけども，主に先ほど説明しましたように特別な教育的支援の必要な生徒に対して適切な教育支援を考えるに当たってこの委員を推薦していただきました。

横田教育長

ちなみに5番の是永先生の専門は何ですか。

教育研究所長

特別支援教育です。主に是永先生は特別支援教育の関係で入っていただいております。

西森委員

疑義があるということでもないんですけど，バランスでちょっと気になるのと，特別支援といったら，いわゆる肢体と知能と心理で良かったですかね。

教育研究所長

発達障害等に関わってのエキスパートと申しますか。

西森委員

そうですね。大体3種類に大まかに分けて，あとはそれぞれお子さんに合わせてなさってますよね。だから，心理分野の委員がやっぱりいらしゃっても良いのではというイメージがあったんですけど，別に今回ということではございませんので，またご検討いただけたらと思って意見を申し上げます。

教育研究所長

はい，分かりました。

横田教育長

ご指摘の点を踏まえて、以後検討してくれるようお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

それでは、ほかにご意見がなければ、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第16号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第16号は原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第17号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

少年補導センター所長

「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」ご説明を申し上げます。高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育、青少年の健全育成に関わる関係機関、団体等から推薦していただき24名の委員を委嘱等をさせていただいております。今回の委嘱は任期満了に伴うものでございまして、16ページの委員の内訳はPTA 2名、校長5名、教育行政1名、警察4名、福祉4名、雇用関係2名、補導委員3名、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、各1名でございます。充て職となっている機関団体が多く、異動交代に伴い9名の方が新たに委員になられます。なお、委員の推薦に際しまして女性委員の増員について関係機関団体に要請しておりましたが、申し訳ございません。増員はございません。委員の委嘱期間は高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、委嘱の日の5月11日から翌年の3月31日までとなっております。以上で、説明を終わります。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

森田委員

先ほど伺いました女性の人数を確認させていただきたいんですが、何名ですか。

少年補導センター所長

はい。5番の丸の内高等学校の校長先生、9番の高知市小中学校PTA連合会の関田さん、このお二人でございます。

森田委員

はい、分かりました。先ほど充て職といいますか、その中でこういうジェンダー・バランスになっておられるということですが、どうなんですかね。青少年、少女もおりまして、やっぱりそういうところで関わるジェンダーのアンバランスがあると、子供たちが相談したいときに、ちょっと心理的な障害というところもあるんじゃないかなと思います。それで、今まで拝見してたんですけど、やっぱり関係機関に聞くと、ないということなんですけど、例えば今後は、例えばそういうアンバランスになったときにその長が新たに任命するものとかがよくあって、そうやってジェンダー・バランスを保っているような職種、私たちも会議でそういうのがあるんですけど、やっぱりそういうことも今後検討していただいた方が良かったと思います。

少年補導センター所長

実は、この24名が条例の上限の人数になっておりまして、あと、女性に推薦をいただけるということであれば小学校の校長が一番可能性が高いわけなんですけど、補導センターの業務にあまり関わ

りがなくて、今回はかつて勤務経験がある校長を推薦いただきました。なお、来年度につきましては女性校長を是非推薦をお願いしたいということで、強く要請をいたします。

森田委員

結果としてこうだったのか、検討してこうだったのかで全く違うと思いましたので。

西森委員

役職的に非常に重い方が集まっておられる。だから「長」が付いてる方が多くなっている。特に、警察は署長が、学校も校長がずらっとおられまして。私が多少知ってるところで言えば、17番の家庭裁判所で、主任家庭裁判所調査官は結構女性もいらっしゃるし、必ずしも主任じゃなくても思うのですけど。やっぱりお並びになってる方たちが皆「長」というときに一人だけ軽いと、またちょっと居心地が悪いかもしれないんですけど。そのあたりを少し考えていただいても思いました。

少年補導センター所長

そうですね。必ずしも主任である必要はないと思うんですが、大変お若い、経験の浅い調査官の場合もあるので、おそらく裁判所の方で、間違いなく発言ができる方を推薦いただいたのではないかと思います。

谷委員

運営委員会なので、「長」の人ばかりで、大局的なものを話し合うところでしょうか、運営ということは、例えば警察署にしても、女性の、直接少年・少女に関わる責任者の方とか。その中で何か1人ぐらい入っていたらと思います。来年度また見直しするんですかね。

少年補導センター所長

そうです。また、11番の鈴木委員さんは、少年・女性、両方に関わる安全対策課の課長です。

谷委員

男性の方ですか。

少年補導センター所長

はい。統括をしておられます。

谷委員

来年見直す段階で可能であれば、是非検討していただいたらと思うんですけれど。よろしくお願ひします。

横田教育長

警察の署長さんとかは結構具体的な事例もよくご存じで、本当に大所高所のご意見と同時に、具体的な個別の事案についてもご相談、ご意見をいただいています。そういう意味では、本当に我々にとっては有り難い存在ではあるわけです。ご意見がいろいろ出ましたので、そうした点を踏まえて、また今後対応をお願いをいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

横田教育長

ほかにご意見がなければ、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第17号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第17号は原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第18号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第18号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」説明をいたします。

本規則では、平成29年4月1日付けの人事異動で、教育委員会内において新たな職名の職員配置をしたこと等に伴い、規則の一部改正を行うものです。

19ページ以降に、新旧対照表を載せておりますのでご覧ください。改正内容といたしましては、まず19ページでございますように、規則の第4条第2項におきまして、教育委員会事務局に配置する事務職員の職名を定めておりますが、そのうち、課長級の再任用職員として配置をしておりました文化振興管理監が、平成29年3月31日付けで退職となりましたことから、文化振興管理監を削るものでございます。

次に、第7条第2項に規定しております学校を除く教育機関に配置する事務職員の職名につきまして、春野公民館を担当する課長補佐級の再任用職員として専門官を配置したこと、また民権・文化財課所管の春野郷土資料館に、高知市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき、公務の能率的運営を確保するために任期を定めて採用する職員として、任期付専門員を配置したことに伴い職名を追加するものでございます。本規則は、平成29年5月1日からの施行とし、適用は平成29年4月1日とさせていただきます。説明は以上です。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

文化振興管理監という職名が、3月のご退職をもって今回削除されてると聞きました。この文化振興管理監という職自体は、例えば次の後任者がいらっしゃるとかいう形で維持をせず、その役職自体を廃止するというかと思いましたが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

横田教育長

この文化振興管理監は、公益財団法人高知市文化振興事業団の事務局長の職を担うポストでありました。昨年度末で退職をいたしましたので、後任といたしましては再任用の職員ではなくて現職の職員を副参事として配置しまして、文化振興事業団の事務局長に充てておりますので、後任はおりますけれども役職が異なりますので、必要でなくなった役職を規則上から削除したということでもあります。教育委員会の役職では管理監ですけれども、実際には文化振興事業団の事務局長という仕事をしておりましたので。

西森委員

分かりました。

横田教育長

よろしいでしょうか。

では、ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第18号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第18号は原案のとおり決しました。

日程第10 市教委第19号「高知市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第19号「高知市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について」説明をいたします。

本規則では、本市職員の職務に専念する義務の免除の取扱いの変更に合わせて教育長の職務に専念する義務の免除される項目を追加するため、規則の一部改正を行うものです。

23ページに、新旧対照表を載せておりますのでご覧ください。当該規則につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育長が常勤の特別職となり、職務に専念する義務が課せられたことにより、平成27年4月1日に公布、施行された本市の教育長の職務に専念する義務を免除する事項を定めた条例の規定により、教育長の職務に専念する義務を免除する事項について、条例に定めるもの以外の規定を規則に委任していることから制定された規則でございます。

改正内容といたしましては、23ページでございますように、規則第2条において規定する教育長の職務に専念する義務を免除する事項の中で、これまで規定されていた国民体育大会への参加に加え、スポーツ振興の施策を推進するという観点から、全国障害者スポーツ大会及びこれらに準じる全国規模の大会に選手等として出場する場合について、職務に専念する義務を免除する事項を追加いたします。

また近年、必要な輸血量を県内で賄うことができず、献血へ積極的な協力が求められておりました。高知市として衛生行政の推進に協力することから、教育長においても市庁舎で実施する献血に限り、職務に専念する義務を免除する事項として規定するものでございます。本規則は平成29年5月1日からの施行とし、適用は平成29年4月1日とさせていただきます。説明は以上です。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

参考までに教えてください。市庁舎で採血事業者が献血を実施することが現実にあるのかということ、その場合、例えば今回で教育長さんは有休を取らなくても行けることになったと思うんですけど、一般の職員さんもそういうことになるのかという点です。

教育政策課長

市庁舎内で献血車が参りまして、献血の協力を、ということが年に何回かございます。あと、一般の職員についても、条例の改正が行われまして、それに併せて教育長の規程も改正するものでございます。

横田教育長

一般の職員も、職務専念義務免除になるということですね。

教育政策課長

総務部で規程の改正がされております。

西森委員

関連して、今までは休み時間に行かなきゃいけなかったということですか。

教育政策課長

そこははっきり規定されてなかったというところですよ。

横田教育長

今までは年休を取得していたことがあったということですよ。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は 　　　　　　い】—————

横田教育長

特に、ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第19号「高知市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第19号は原案のとおり決しました。

日程第11 市教委第20号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

それでは、市教委第20号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回、一部改正につきましては、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が4月1日に改正されたことに伴いまして、本市の規則の一部改正を行うものでございます。

今回の法律の改正について、大きく2点ございます。

まず1点目は、これまで学校運営協議会設置につきましては、教育委員会が指定するとなっておりますが、今回の法改正によりまして、教育委員会に対して学校運営協議会の設置の努力義務化といったことでございます。

続いて2点目ですけれども、学校運営協議会の役割についてでございます。これまで学校運営協議会では、学校の運営に関して協議するといった事項がありましたけれども、これに加えまして学校の運営を支援することに関して協議することが加えられました。昨今、学校、家庭、地域、協働、あるいは学校支援地域本部事業の内容がこちらにも反映されてきている状況でございます。このことを受けまして、高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、この2点を中心として改正を行うものでございます。

そして、国を挙げて改正となった背景としましては、平成27年度、国の教育再生実行会議におきまして、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくりへの発展を目指すといった提言がなされておりまして、これに伴いまして、今回の法改正につながったところでございます。ただし、全面的な義務化につきましては、国会審議におきましても、やはり状況の変化、あるいは各学校の地域の状態を見極めながら、総合的に判断することが重要であると答弁されておりまして、この法改正に伴って直ちに、いわゆる義務化はまだまだ少し時間が掛かると見ております。

現在、高知市におきましては、学校運営協議会を設置しているコミュニティ・スクールが4校ございまして、愛宕中学校、潮江中学校、土佐山学舎、行川学園、以上4校で設置をしている状況でございます。

26ページからは資料、新旧対照表がございますけれども、先ほど申しましたいわゆる学校を指定する情報でありますとか、逆に学校運営の支援に関して協議するといったことを盛り込みながら、全般的に開始されているといった状況でございます。以上で簡単ですが、説明を終わります。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたら、お願いをいたします。

国の法律は努力義務を置いたわけですけど、高知市はどうしますか。

教育政策課教育企画監

はい。一応今の計画では、平成29年度中に上半期あたりに方向性を定めて、具体的には平成30年度ぐらいから学校とも協議しながら、設置に向けた協議を進めていきたいと思っております。

話は変わりますが、当課では別の事業として学校支援地域本部事業を担当しており、そちらとの兼ね合いというところもあります。国はやはりコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会と学校支援地域本部、両輪で進めるべきだろうという構図も描いております。ただし、これを同時に学校が両方設置することは、なかなか厳しいのではないのかと見ておりますし、それぞれの地域や学校の状況、ニーズもありますので、そういったところも調整しながら進めていきたいと考えています。

西森委員

質問が2点あります。1点目は形式の問題です。新旧対照表の第3条で、条文のタイトルの（指定）がなくなってます。指定でなくなったからかという気もするのですが、条文の体裁として、それ以外全部多分付いてますでしょう。1は趣旨で2が設置で、3がなくて4があるみたいな。ちょっと体裁として違和感があるんです。第2条の後で、第3条の第1項が例えば第2条の第2項に上がってということは、要は第3条を繰上げていくと形として合うのかなという気はするんですけど、この辺は市の公用文の部門では特段問題にならなかつたんですかね。ちょっと違和感がありました。

横田教育長

いわゆる見出しと言いますかね。見出しがなくても、特に問題ないというか、全ての条文に見出しがあるとは限らないです。高知市の条例規則等に照らし合わせたら、どういう状況ですか。

教育政策課長補佐

全ての条文に見出しが付いてないこともあります。この規則の第2条と第3条でいきますと、両方設置に関する記事を記載しておりますので、第2条の見出しが共通見出しということで、両方にかかると捉えております。

横田教育長

ということで、特に支障はないという判断だったということですか。

教育政策課長補佐

はい、そのとおりです。

西森委員

本質的な問題ではないですので、そこはこだわりはないんですけど。若干、違和感があるんですが、もういろいろ関係各部署でチェックが経られてるものと思いますので、ここはご検討なされた結果ということで、よろしいかと思います。

西森委員

あともう一点、ちょっとこの場で言うのが適切か分からないんですが、昨今、非常に重大な事件が千葉県松戸市で起きて、世間が非常に震撼している状況がございます。誰がどうやって防げたかといった最終的には個人の問題だとか、多分いろんな分析が要るところだとは思いますが。民間の方が学校に入られて、そしてそれなりにいろんな個人情報とか子どもさんに関する情報に接する機会が増えたときに、あのようなめったにないケースも現にあったということで。このあたりの人に見極めといいますか、選定の在り方なんかについて今のこちらの教育委員会でお考えのことがあれば、教えていただければと思います。

教育政策課教育企画監

この学校運営協議会とはちょっと違いますけれども、当課で行っています学校支援地域本部事業についてです。こちら幅広く地域の人材とか、外部の方をお招きして、あるいはボランティアとして、子供たちの教育活動に支援していただいておりますけれども、ボランティアに登録された方につきましては、教育委員会、あるいは学校で一定の研修をさせていただいております。そういった中で、やはり子供さんに関する個人情報がたくさん共有される場もありますので、知り得た情報については、守秘義務ということは強くお知らせをしております。あるいは、なかなか人材について見極めることが、性善説でいくとそこは難しいのかなと。なので、あまり個人的な活動や支援を

するのではなく、複数のボランティアさんがチームとなって、1つの支援活動に関わっていただくといった方向であったり、あるいは、教職員と連携するなどの形で配慮していただけるのではないかと考えております。

西森委員

すみません、難しいことをお聞きしました。どうもありがとうございました。

横田教育長

選任に当たっては、いろいろな状況をよく確認をした上で、今後なお一層注意が必要ということは変わらないと思いますので、その点では学校と共有を進めていく中で、注意をしておいていただけたらと思います。

谷委員

さっきから出ている学校支援地域本部事業で中学校全部というのは、今年からですかね。

教育政策課教育企画監

高知市には、学校・家庭・地域に関わる事業が3つあります。まず1つが、当課でやっております学校支援地域本部事業です。詳しく申しますと、予算的な部分でいきますと、国3分の1の事業となっております。この学校支援地域本部事業につきましては、必ず地域コーディネーターを立てることが必須条件となっております。

そして2つ目、高知市が行っておりますいわゆる地域学校協働本部です。それは学校教育課が担当しております。主は中学校の学力向上対策といった事業でございます。先生方が授業作りだとか、子供たちと目を合わす、そういう時間を確保するために、例えばあいさつ運動とか、キャリア教育について地域の方をお願いをして、やっていただくということでございます。これは学校教育課の市単独の事業で、中学校に20万の予算を配当し、29年度も行います。

そしてもう一つが、実は国が学校支援地域本部事業を1つのパーツにして、国が決めた地域学校協働本部というところへ移行していこうと。

横田教育長

名前は一緒でしたよね。

教育政策課教育企画監

そうですね。国が考えている地域学校協働本部は、いわゆる子どもに関わる、例えば放課後子ども教室とか、学び場とか、そういったものをひっくるめて地域学校協働本部として、とにかく学校、家庭、地域が協働でやっていく考え方、構想が今後出てくると思います。

谷委員

この3番目は、どこの課が担当しているんです。

教育政策課教育企画監

恐らく、将来的には当課になるのではないかと思います。ただし、放課後子ども教室につきましては、こども未来部の所管になっておりますので、そちらとの兼ね合いもありますので、今後に向けて調整が必要だと思っています。

横田教育長

文科省が学校支援地域本部事業をその協働本部へ移行させていっているということではないですか。

教育政策課教育企画監

移行させながら、やがてそっちも統合していくということです。

谷委員

要するに、この学校運営協議会というのはコミュニティ・スクールですよ。コミュニティ・スクールは現在もう4校しかやってないということですね。国も全部をコミュニティ・スクールにするという方針があったけど、そこまで行ってないということですね。あんまり慌てて、コミュニテ

イ・スクール、学校運営協議会という器はすぐできるかもしれないけど、やっぱりソフト面とか、本当にその学校が地域と一体になって子どもを育てるような体制っていうのは、そんなすぐにはできないと思います。要するにそういう地域との体制を本物にしていくということが大事で。様々な課がいろいろなことをやってるのですが、それが実際に各学校において、どういうところまで成果、子どもに対して効果が表れているのかというのはすごい重要だと思うんですけどね。

教育政策課教育企画監

学校支援地域本部事業につきましては、担当指導主事が日々足を運んで、学校へご説明に行って、学校長や管理職の先生方と話をさせていただいて、学校はどのような方針なのか、地域はどんな状況なのかと把握しながら、それぞれ学校に適した活動を、こちらからお示しをしています。それぞれ学校によって、内容とかが全く違ってきています。

横田教育長

子どもたちのために何ができるかを考えるのが目的でないといけないので、手段はいろいろあるでしょうけれども、高知市は高知市なりに効果のあるやり方を選んでいくという意味では整理が必要かもしれませんので、またその点の研究を進めておいてください。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

それでは、ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第20号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第20号は原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時00分

署名

教育長 _____

5番委員 _____